横須賀市報

号外第 16 号

発行日 毎 月

25 日 |

発行所 横須賀市小川町11番地 横 須 賀 市 役 所

編集兼 横須賀市長

10 日

 発行人
 上
 地
 克
 明

 印刷所
 的
 宮
 村
 印刷
 所

監查委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第8号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和7年8月12日付け横須賀市監査委員公表令和7年第7号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年11月10日

横須賀市監査委員 鷹 野 加裕子

同 井上 東

同 南 まさみ

加藤 ゆうすけ

[税務部]

1 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長専決事項とされているが、「(新制度)個人県民税徴収取扱費に関する報告(交付請求)書(令和6年4月1日~令和6年6月30日分)について」の交付請求に係る決裁文書において、税制課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (税制課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足により生じたものであった。 再発防止のため、課内の関係職員において専決規程の確認を行ったほか、令 和7年7月に部長からの指示により、部内の課長以下全職員に対し、電子メ ールにて、今後は各種規則等を順守し、適正な事務執行に努めるよう、周知 徹底した。

2 支出に関する事務

「会計年度任用職員の任用について(総務係)」の決裁に添付された通勤届の一部に通勤費の算出誤りがあったため、令和6年度分の会計年度任用職員の報酬支出において、総額3,600円の支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(資産税課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、会計年度任用職員から提出された通勤届の確認 不足から生じたものであった。なお当該支給不足分については、令和7年 5月に支給した。

再発防止のため、通勤届の注意事項欄及び記入欄に現金払い運賃の金額を記入するよう記載し、毎月の報酬支出の際、庶務担当者が庶務事務システムで通勤日数などを入力した後、時給、通勤日数、通勤単価等を確認できる書類を添付して課長までの決裁を行うよう改めた。また、課内の関係職員に対して会計年度任用職員の手引き等に基づき、任用についての留意事項を周知した。

さらに、令和7年7月に部長からの指示により、部内の課長以下全職員に対し、電子メールにて、今後はこれらの規則等を順守し、適正な事務執行に努めるよう、周知徹底した。

3 契約に関する事務

(1) 契約履行規則では、賃貸借期間の初日までに契約者から物件の納入を受け、リース物件納入書が提出されたときは、当該物件の使用開始前までにこれを検査し、契約不適合がないことを確認しなければならないとされており、契約事務取扱規程では、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされている。しかし、税務地図情報システム借上に係るリース物件納入検査において、検査書による報告がされていなかったので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (資産税課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約者から提出されたリース物件納入書の確認不足から生じたものであった。再発防止のため、課内の関係職員に対して契約履行規則および契約事務取扱規程の確認を行い、リース物件納入検査時には検査書による報告が必要であることなど、契約事務上の留意事項について改めて周知した。

さらに、令和7年7月に部長からの指示により、部内の課長以下全職員に対し、電子メールにて、今後はこれらの規則等を順守し、適正な事務執行に努めるよう、周知徹底した。

(2) 契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。ハードウェア延長保守パックの購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、見積書の記載の確認不足から生じたものであった。再発防止のため、課内の関係職員に対して契約規則等の確認を行い、 見積書をもって請書等に代える場合には、納入期限の記載が必要であることなど、契約事務上の留意事項について改めて周知した。

(資産税課)

さらに、令和7年7月に部長からの指示により、部内の課長以下全職員に対し、電子メールにて、今後はこれらの規則等を順守し、適正な事務執行に努めるよう、周知徹底した。

[都市部]

1 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、横須賀市空家等対策協議会委員報酬について、令和6年7月26日開催分が同年9月13日、令和7年1月31日開催分が同年3月13日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(まちなみ景観課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に規定されている報酬支給期限の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、指摘事項の内容及び経緯、再発防止に向けた事務処理方法について、令和7年8月の課内における課長係長会議にて確認し、各係長から係員に周知した。また、課内職員に対して注意喚起を行った。

2 財産管理に関する事務

本公郷ハイム用地における公有財産使用承認について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る事務処理が行われていないもの(街路防犯灯3基)があった。また、同用地における行政財産目的外使用許可について、現況(許可電柱への電話線の共架8基)と異なる内容(許可電柱への電話線の共架7基)で行政財産目的外使用許可申請及び使用許可がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。(市営住宅課)

措置の内容

公有財産使用承認申請及び使用承認に係る案件については、使用承認の申請を受け、承認手続を行った。また、行政財産目的外使用許可に係る案件については、正しい内容で使用許可を行った。

今回の指摘事項の原因は、使用承認及び使用許可申請審査時の内容の確認 不足によるものであった。

指摘事項の内容、再発防止に向けた事務処理方法について、令和7年7月の課内における課長係長会議にて確認し、各係長から係員に周知した。